

**農業法特論 I (2 単位)**

担当者氏名 林 正徳

## ◆学習・教育目標（到達目標を記載）

農業・農産物に関する主要な制度について、関連法制度の制定の目的、内容の変遷、評価と直面する課題等についての理解を国民経済全体のコンテキストのなかに位置づけて理解するとともに、与えられた文献資料に基づく受け身の学習ではなく、学生による報告と質疑応答・議論を通じて調査・分析と報告作成・発表の方法を学ぶ。これらにより修士課程において自ら選択した専門分野についての研究を深めてゆくための基本的知識を身につけるとともに、研究成果を発表するための基本的なノウハウを体得することを到達目標とする。特論 Iにおいては、まず我が国の農産物のうち最も重要視される米についての法制度をとりあげたうえで、農産物と食品全般に関する安全性と品質・表示に関する法制度、さらにはこれらの国際貿易に関する国際経済法制度をとりあげる。

## ◆取り扱う領域（キーワードで記載）

食糧管理	食料の需給と価格安定	食品の安全性	食品の品質・表示
GATT/WTO	SPS 協定	TBT 協定	TRIP 協定

## ◆授業の進行等について

	テーマ	内 容	準備学習(予習復習)等の内容と分量
1	ガイダンス（第1週）	・講義の狙い、目標と学習の進め方を説明する。	講義は学生による報告と質疑応答・議論によるインターアクティブな形で進めるので、ガイダンス時に配布する参考文献目録と課題をもとに、法制度の条文のみならず制定の目的、制定後の変遷、評価と今日的課題の観点から、発表者として指名された学生以外の学生も、事前に目を通して準備しておくこと。
2	米に関する法制度（第2週～第5週）	・米穀法から食糧管理法を経て主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に至る米に関する法制度の変遷とその意味について学ぶ。	講義終了後、関連する文献・サイトなどを確認しておくことが望ましい。
3	食品の安全性、規格・表示に関する法制度（第6週～第9週）	・農産物・食品の安全性、規格・表示に関する法制度とその機能について学ぶ。	
4	農業・食品の貿易に関する国際法制度（第10週～第14週）	・WTO 制度のうち、農業・食品に関する農業協定、SPS 協定、TBT 協定、TRIP 協定の我が国の農業制度・政策との関係、および WTO 制度と地域貿易協定（FTA、EPA、TPP など）との関係について学ぶ。	
5	まとめ（第15週）	・講義全体のまとめを行う。	

## ◆教科書及び資料（授業前に読んでおくべき本・資料）

ガイダンス（第1週）の際に参考文献目録を配布する。

## ◆授業をより良く理解するために便利な参考書・資料等

ガイダンス（第1週）の際に参考文献目録を配布する。

## ◆評価の方法（レポート・小テスト・試験・課題等のウェイト）

課題に関する報告レポート（55%）に議論への参加・質疑応答の積極性（45%）を加点して最終評価する。

## ◆オフィスアワー

質問は講義の際に行うこと（講義の際に積極的に質問するか否かは、評価の基準の一つである）。

◆その他受講上の注意事項

学部の講義ではないので、「受け身」でなく積極的に知ろうとする姿勢で論議に加わることを期待する。また、修士課程での自分の検討テーマ以外の分野に関しても好奇心と疑問を持ち、探求する姿勢を期待する。